

取締役会議事録（抄本）

2024年3月12日（火曜日）14時00分より、本社10階会議室において取締役会を開催した。

取締役総数 8名 出席取締役 8名

上記のとおり出席があり、本取締役会は適法に成立したため、高島秀行取締役は当社定款第25条の規定により議長となり、開会を宣した。

なお、安田昌史取締役、普世芳孝取締役、久米雅彦取締役及び東道佳代取締役はWeb会議システムにより出席した。

Web会議システムにより、出席者の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認されて、議事に入った。

（省略）

【諮問事項】

（省略）

【決議事項】

第1号議案　社債の発行について（包括決議）

山本樹取締役は、当社において以下の内容にて無担保普通社債を発行したい旨の詳細な説明を行った。

＜概要＞

- 1) 社債の種類:国内無担保普通社債
- 2) 募集社債の総額:金200億円以内
ただし、複数回に分けて発行することができるものとする。
- 3) 募集社債の発行時期:2024年3月22日から2025年3月21日まで
ただし、2025年3月21日までに募集が行われた場合については、発行時期に含まれるものとする。
- 4) 払込金額:各社債の金額100円につき金100円以上
- 5) 償還期限:3年以上10年以内
- 6) 償還の方法:満期一括償還
- 7) 募集社債の利率:償還年限とほぼ同じ残存期間をもつ国債流通利回り+2.0%以内
- 8) 資金使途:借入金返済、投融資資金及び運転資金
- 9) 担保:担保・保証は付さない。
- 10) 財務上の特約:「担保提供制限条項」のほか社債発行に際し必要とされる特約を付す。
- 11) 社債、株式等の振替に関する法律の適用:本取締役会決議に基づき募集し、発行する社債は、社債、株式等の振替に関する法律の適用を受ける振替社債とする。

12) 執行役への委任:本取締役会決議に基づく社債の具体的な発行時期、社債の総額、利率等の会社法第 676 条各号に掲げる事項その他社債発行に必要な一切の事項の決定は、本取締役会決議の範囲内で、代表執行役社長に一任する。

本議案の可否を議場に諮ったところ、出席取締役は全員異議なく承認可決した。

(省略)

(第 2 号議案から第 11 号議案記載省略)

以上をもって議事を終了したので、議長は 14 時 26 分に閉会を宣した。 上記議事の経過及びその決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び出席取締役は、全員記名押印する。

(省略)

2024年3月12日
GMO フィナンシャルホールディングス株式会社 取締役会

議長
取締役

高島秀行

取締役

石村富隆

取締役

山本樹

取締役

中村稔雄

取締役

安田昌史

取締役

普世芳孝

取締役

久米雅彦

取締役

東道佳代

以上